**平成２２年（フ）第１５０４号**
東京都国分寺市東元町１丁目17番８号新福島荘207
破産者　小野　弘行
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１５４６号**
東京都武蔵野市関前５丁目13番９号グリーンガーデン１
破産者　河野　裕子（旧姓鬼熊）
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１５６８号**
東京都八王子市大楽寺町208番地ジュネスサイト212号
破産者　伊野　勝行
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２５５５号**
神奈川県藤沢市湘南台１丁目６番地７
破産者　株式会社ブロード・ホールド
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２３３号**
横浜市中区赤門町１丁目13番地
破産者　有限会社東京ピュアセンター
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３１号**
三重県津市藤方218番地　断酒の家
破産者　川端　洋次
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

**平成２２年（フ）第３２号**
三重県尾鷲市大字南浦3081番地17
破産者　川端　左京
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

**平成１９年（フ）第９４３５号**
大阪市港区磯路２丁目３番17号
破産者　株式会社ジャパンライフ
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９３９号**
大阪市福島区海老江６丁目１番５号
破産者　株式会社はなぶさ
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８６８号**
大阪府寝屋川市成美町18番６号
破産者　株式会社大阪金型製作所
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７７２６号**
大阪市天王寺区上本町２丁目１番35号
破産者　有限会社ヨーコ・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８０１６号**
大阪市大正区泉尾４丁目17番12―1015号
破産者　有限会社システム開発和田
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１００号**
大阪府守口市菊水通４丁目12番１号
破産者　有限会社醍醐庵
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２５８号**
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番45号
破産者　株式会社エレガンスモード・サトー
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４８３号**
大阪府藤井寺市小山１丁目５番１号
破産者　有限会社ケイ
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６５２号**
堺市東区日置荘西町３丁32番１―803号
破産者　有限会社ノア建築事務所
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１２９１号**
広島市中区大手町３丁目２番19号
破産者　株式会社ベンラックス
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０５８号**
北九州市小倉南区横代南町２丁目２番13号
破産者　有限会社畠中建設
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１０９号**
秋田県横手市寿町８番21号
破産者　有限会社梅藻野家
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２２年（フ）第９３号**
山形県米沢市塩井町塩野1718番地の１
破産者　有限会社第一工建
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２０年（フ）第２３１４２号**
東京都港区虎ノ門４丁目１―34―305
破産者　嘉藤　愼哉
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７０４４号**
埼玉県さいたま市桜区田島８―21―１、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区巣鴨１―24―12
破産者　株式会社ブックセンターオブジャパン
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１１２７号**
東京都板橋区西台１丁目18―２―101
破産者　對間　昭子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部